

認知症保険の改訂について

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二)では、2018年12月に認知症保険を販売し、高齢化を背景に顕在化する介護リスクに対して自助努力で備えたいというお客さまニーズにお応えしています。

今般、認知症保険について以下の通り改訂することで、商品性のわかりやすさを向上させ、引き続きお客さまニーズにお応えしてまいります。

1. 改訂内容

(1) 要介護申請・認定が契約日から2年をまたぐ場合の支払事由該当日の変更

契約日からその日を含めて2年以内に認知症と診断され、2年経過後に要介護認定を受けた場合で、要介護認定の申請日が2年以内にあるときは、これまでは申請日を支払事由該当日としていましたが、今回の改訂により、要介護認定を受けた日を支払事由該当日として認知症保険金をお支払いします。

(2) 責任開始期前に認知症と診断された場合等の取扱明確化

被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたことまたは責任開始期前に発病した疾病もしくは発生した傷害を原因として責任開始期以後に認知症と診断されたことにより認知症保険金がお支払いできない場合には、契約を消滅させ、すでに払い込まれた保険料または解約返還金と同額の返還金をお支払いします。

2. 改訂対象となる約款・特約条項

認知症保険(無解約返還金)(2019)給付約款
契約取扱基本約款
保障見直し特約条項(2018)
指定代理請求特約条項

3. 保険料

本改訂による保険料の変更はありません。

4. 適用時期

2022年7月2日より

**認知症保険(無解約返還金)(2019)に
ご加入されているお客さまに、下記の附則を適用します。**

附則 (2022年7月2日)

第1条 (適用対象)

この附則は、認知症保険(無解約返還金)(2019)に適用します。

第2条 (適用内容)

1. 第1条(適用対象)に定める保険契約の給付約款における第4条(認知症保険金の支払に関する補則)第4項の規定を、つぎの規定に読み替えます。

4. 認知症保険金の支払事由の(2)について、要介護認定(別表12)において要介護1以上との認定を受け、その認定が効力を生じた日を、認知症保険金の支払事由の(2)に該当したときとします。ただし、契約日からその日を含めて2年以内に認知症保険金の支払事由の(1)に該当し、かつ、契約日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に要介護認定において要介護1以上との認定を受けた場合で、その認定が契約日からその日を含めて2年以内に効力を生じたときは、その認定を受けた日を認知症保険金の支払事由の(2)に該当したときとします(認定の効力を生じた日から認定を受けた日までの間に復活が行われている場合を除きます。)

2. 第1条に定める保険契約の給付約款における第4条第8項中「第7項」とあるのは「第8項」と読み替え、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げます。

3. 第1条に定める保険契約の給付約款における第4条第6項の規定のつぎに、つぎの規定を追加します。

7. 被保険者が責任開始期前に認知症(別表37)と診断されたことまたは責任開始期前に発病した疾病もしくは発生した傷害を原因として責任開始期以後に認知症と診断されたことにより認知症保険金が支払われない場合には、当会社は、つぎのとおり取り扱います。ただし、基本約款に定める告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの保険契約の解除が行われる場合には、本項の規定は適用しません。

- (1) 保険契約者および被保険者が、この保険契約の締結または復活の際に、責任開始期前に認知症と診断されたことの告知ができなかったとき

この保険契約を責任開始期に遡って消滅させ、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- (2) 保険契約者または被保険者が、この保険契約の締結または復活の際に、責任開始期前に認知症と診断されたことの告知ができたとき

この保険契約を将来に向かって消滅させ、解約返還金があるときは、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

- (3) 保険契約者または被保険者が、この保険契約の締結または復活の際に、責任開始期前に認知症の原因となった疾病が発病または傷害が発生していたことの告知ができたとき

この保険契約を将来に向かって消滅させ、解約返還金があるときは、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

- (4) 本項の規定によってこの保険契約を消滅させるときは、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡時支払金受取人に通知します。

**契約取扱基本約款が適用されている保険契約に
ご加入されているお客さまに、下記の附則を適用します。**

附則（2022年7月2日）

第1条（適用対象）

この附則は、契約取扱基本約款に適用します。

第2条（適用内容）

1. 契約取扱基本約款における第42条（保険料の一部前払の特則）第4項第2号(イ)の規定のつぎに、つぎの規定を追加します。

(ウ) 主契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたことにより認知症保険金が支払われない場合に保険契約が責任開始期に遡って消滅したとき

2. 契約取扱基本約款における第43条（保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則）第2項第2号(ウ)の規定のつぎに、つぎの規定を追加します。

(エ) 主契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたことまたは責任開始期前に発病した疾病もしくは発生した傷害を原因として責任開始期以後に認知症と診断されたことにより認知症保険金が支払われない場合に保険契約が将来に向かって消滅したとき

3. 契約取扱基本約款における第43条第2項第3号(イ)の規定のつぎに、つぎの規定を追加します。

(ウ) 主契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、主約款の規定にもとづき、被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたことにより認知症保険金が支払われない場合に保険契約が責任開始期に遡って消滅したとき

契約日が2018年4月2日以降の指定代理請求特約が付加されている保険契約にご加入されているお客さまに、下記の附則を適用します。

附則（2022年7月2日）

第1条（適用対象）

1. この附則は、契約日が2018年4月2日以降の指定代理請求特約が付加されている保険契約に適用します。
2. 第1項に定める保険契約について、指定代理請求特約条項における第5条（解除の通知）の規定を附則第2条の規定に読み替えます。

第2条（解除等の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除、重大事由による解除および被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたこと等により認知症保険金が支払われない場合における消滅等の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

**保障見直し特約(2018)が付加されている保険契約に
ご加入されているお客さまに、下記の附則を適用します。**

附則 (2022年7月2日)

第1条 (適用対象)

この附則は、保障見直し特約(2018)が付加されている保険契約に適用します。

第2条 (適用内容)

第1条に定める保険契約について、保障見直し特約条項(2018)における第14条(見直し後契約が認知症保険(無解約返還金)(2019)の場合の特則)の規定を、つぎの規定に読み替えます。

見直し後契約が認知症保険(無解約返還金)(2019)の場合で、かつ、見直し前契約等に認知症保険(無解約返還金)(2019)が含まれている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約の契約日からその日を含めて2年以内に認知症保険金が支払われる事由に該当した場合(該当が見直し前契約等の認知症保険(無解約返還金)(2019)の保険期間満了前である場合に限り)には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 見直し後契約の認知症保険(無解約返還金)(2019)のうち、見直し前契約等の認知症保険(無解約返還金)(2019)の保険金額と同額までの部分については、契約日からその日を含めて2年経過後に認知症保険金が支払われるべき事由に該当したものと取り扱います。
 - (イ) (ア)の場合、見直し後契約の認知症保険(無解約返還金)(2019)のうち、見直し前契約等の認知症保険(無解約返還金)(2019)の保険金額をこえる部分については、認知症保険金の支払が行われるときは、そのこえる部分の保険金額に対する月払保険料をもとに計算した認知症保険金の額を支払います。
- (2) 認知症保険(無解約返還金)(2019)普通保険約款第4条(認知症保険金の支払に関する補則)第4項中「契約日」とあるのは「見直し前契約等の契約日」と、「保険期間中」とあるのは「見直し後契約の保険期間中」と読み替えます。ただし、見直し後契約の認知症保険(無解約返還金)(2019)のうち、見直し前契約等の認知症保険(無解約返還金)(2019)の保険金額をこえる部分については、本号に定める取扱は行いません。
- (3) 見直し前契約等の見直し前契約等に認知症保険(無解約返還金)(2019)が含まれている場合には、第2号の規定を適用しません。

以上